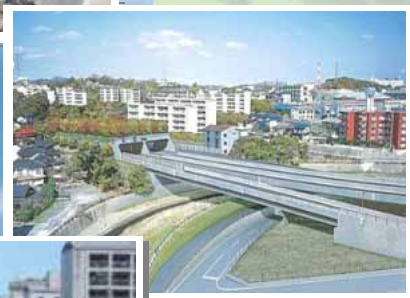


北九州市環境配慮指針

～開発事業における環境保全への配慮の手引き～



平成18年9月
北九州市

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。

(承認番号 平18総複、第518号)

はじめに

北九州市では、公害の克服や環境国際協力、エコタウン事業を中心とした循環型社会づくりなど、これまで様々な環境政策を展開してきました。

まちづくりの分野においても、緑や生態系に配慮した道路整備、自然環境の再生を図る水辺の整備、未利用エネルギーを活用した都市拠点の整備、公共交通の利用促進を図る交通結節点の整備、紫川をシンボルとしたアメニティ豊かな都市環境の整備など、環境の保全・創出、負荷の低減に資する先進的な都市整備に取り組んできました。

また、無秩序な開発の抑制、住工分離などの適切な土地利用の誘導による生活環境の保全、幅広い視点での良好な都市景観の形成など、都市計画の面からも環境に配慮した取組みを進めてきました。

本市では、これらの取組みを踏まえ、「世界の環境首都」の実現を目指して、平成16年10月に「環境首都グランドデザイン」を策定し、基本理念“「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ”ための3つの柱の一つに、「都市の持続可能性を高める」ことを掲げています。

「都市の持続可能性を高める」ためには、「北九州市民環境行動10原則」の中の特に3つの原則

「自然と賢くつきあい、守り、育みます」

「都市の資産（たから）を守り、使いこなし、美しさを求めます」

「都市の環境負荷を減らしていきます」

を重んじた行動が、一人ひとりに求められます。

とりわけ、開発事業を進めるに当たっては、環境保全に対する意識を高め、きめ細かく適切に対応していくことが必要となっています。

そこで、本指針は、開発事業の大小、事業主体にかかわらず、構想から工事までの各種段階における環境保全の考え方や対応方法について、わかりやすい手引き書として策定したものです。

今後、本指針を様々な事業の際に活用いただき、開発事業における環境保全への配慮が一層推進されることで、「世界の環境首都」を実現していきたいと考えています。

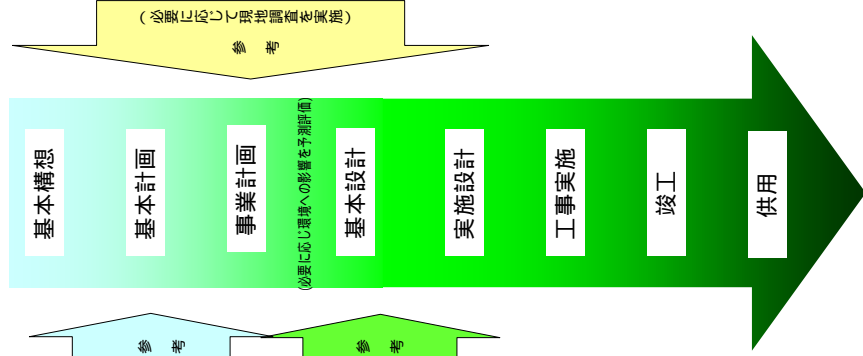
平成18年9月

北九州市

「北九州市環境配慮指針～開発事業に係る環境配慮の手引き～」 全体構成

第1章 環境配慮指針策定の背景及び目的
第2章 環境配慮指針の活用方法

開発事業者



第4章 環境保全への配慮の基本的考え方
早期段階における環境保全への配慮
環境保全対策の優先順位： 回避 低減 代償

第5章 環境保全への配慮のための具体的対策
(1) 交通基盤整備事業（道路、鉄道の建設等）
(2) 面的開発事業（土地区画整理事業、宅地の造成及び公園の整備等）
(3) 河川整備事業（ダム・堰の建設、河床掘削及び護岸改修等）
(4) 港湾整備事業（埋立及び防波堤・漁港・棧橋の建設等）
(5) 建築物の建設事業（商業施設・事務所ビル・共同住宅などの建設等）
(6) 工場・事業場の建設事業（製造業、廃棄物処理業等）
事業別環境配慮事項

第6章 開発事業に係る環境配慮事例集		
交通基盤整備事業 3 事例	面的開発事業 3 事例	河川整備事業 3 事例
港湾整備事業 1 事例	建築物の建設事業 4 事例	工場・事業場の建設事業 1 事例

第3章 北九州市の地域環境特性
環境情報地図
生活環境の保全に係る環境情報地図
自然環境の保全に係る環境情報地図
快適環境の保全・創出に係る環境情報地図
各区別地域環境特性
門司区 小倉北区 小倉南区 若松区 八幡東区 八幡西区 戸畑区
環境関係情報収集先リスト

事業の進捗状況

目的 事業の進捗状況に応じた適切な環境保全対策検討の支援

目的 北九州市の地域環境特性を適切に把握する支援